

岩沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特別措置法」という。）第24条第9項に基づき宮城県が実施する休業要請等（以下「要請」という。）に全面的に協力した事業者に対し、予算の範囲内において岩沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、協力金の交付に関しては、岩沼市補助金等交付規則（平成9年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(要請の種別)

第2条 要請の種別は、別表1に定めるとおりとする。

(協力金の交付対象者)

第3条 協力金の交付対象者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 別表1に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を運営しており、要請事項が時間短縮営業の場合においては、従来の運営時間（新型コロナウイルス感染症の影響がない場合における通常の運営時間をいう。）が要請事項の範囲外の時間帯であること。
- (2) 対象期間の開始日の前日以前から対象施設を運営していること。
- (3) 申請時点において対象施設の運営を継続していること。
- (4) 対象期間の全ての日において、運営する全ての対象施設が全面的に要請事項に協力していること（みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の認証店（以下「認証店」という。）の場合は、対象期間の全ての日において、全面的に要請事項に協力していること。）。
- (5) 対象施設の運営に当たり、感染防止対策を実施し、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び提示をしていること（認証店の場合は、認証制度ステッカーの掲示をしていること。）。
- (6) 対象施設の運営に際し、法令違反等がないこと。
- (7) 協力金の交付を受けた場合の交付対象者名、対象施設名及び対象施設所在地等の公表に同意すること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有していないこと。
- (9) 第5条第1項第1号の誓約書（以下「誓約書」という。）にある誓約事項全てに同意すること。
- (10) 前各号に掲げる者の他、協力金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者に該当しないこと。

(協力金の額等)

第4条 協力金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3期（令和3年8月20日午後8時から令和3年8月27日午前0時まで）別表1の各要請期に係る協力金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が運営する対象施設ごとに次のA又はBのいずれかに基づき求めた額の合計とする。ただし、大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者以外の者をいう。以下同じ）はBのみ選択できるものとする。

A 売上高方式 令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高に0.3を乗じた額（千円未満切上げ）に要請日数を乗じた額。ただし、1日当たりの売上高に0.3を乗じた

額（千円未満切上げ）が下限額を下回った場合は下限額、上限額を上回った場合は上限額とする。

B 売上高減少額方式 令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高から令和3年の同一期間における1日当たりの売上高を引いた減少額に0.4を乗じた額（千円未満切上げ）に要請日数を乗じた額。ただし、減少額に0.4を乗じた額（千円未満切上げ）が下限額を下回った場合は下限額、上限額を上回った場合は上限額とする。

(2) 第4期（令和3年8月27日午前0時から令和3年9月13日午前5時まで）申請者が運営する対象施設ごとに次のA又はBのいずれかに基づき求めた額の合計とする。ただし、大企業はBのみ選択できるものとする。

A 売上高方式 令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高に0.4を乗じた額（千円未満切上げ）に要請日数を乗じた額。ただし、1日当たりの売上高に0.4を乗じた額（千円未満切上げ）が下限額を下回った場合は下限額、上限額を上回った場合は上限額とする。

B 売上高減少額方式 令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高から令和3年の同一期間における1日当たりの売上高を引いた減少額に0.4を乗じた額（千円未満切上げ）に要請日数を乗じた額。ただし、減少額に0.4を乗じた額（千円未満切上げ）が下限額を下回った場合は下限額、上限額を上回った場合は上限額とする。

(3) 第5期（令和3年9月13日午後8時から令和3年10月1日午前5時まで）第1号に規定する第3期と同様とする。

2 前項に規定する要請日数、下限額及び上限額については別表2に定め、同項に規定する1日あたりの売上高については別紙3（別表1の各要請期の開始日時点で開店より1年未満の対象施設の1日当たりの売上高は別表4）に定める。

3 別表1の各要請期の開始日時点で開店より2年未満の対象施設であって、新型コロナウイルス感染症、自然災害等の影響により令和2年の事業活動に支障が出ていると認められるものは、第1項で規定する令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高の代わりに、開店日から令和元年12月31日までの売上高の合計を開店日から令和元年12月31日までの日数で除した額を用いることができる。この場合において、同項第1号B及び第2号Bの令和3年の同一期間における1日当たりの売上高は、別表1の各対象期間の売上高の合計を当該期間の要請日数で除した額とする。

4 別表1の各要請期において、令和2年1月1日以降に開店した対象施設であって、新型コロナウイルス感染症、自然災害等の影響により令和2年の事業活動に支障が出ていると認められるものは、前項の規定にかかわらず、第1項で規定する令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高の代わりに、開店日から令和2年12月31日までの売上高の合計を開店日から令和2年12月31日までの日数で除した額を用いることができる。この場合において、同項第1号B及び第2号Bの令和3年の同一期間における1日当たりの売上高は、別表1の各対象期間の売上高の合計を当該期間の要請日数で除した額とする。

5 前各項に規定する売上高が消費税（消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき課税される税をいう。)を含んだ額である場合は、それを除いた額とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、岩沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書（様式第1号①②③。以下「交付申請書」という。）に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 誓約書（様式第2号）

- (2) 協力要請期間に休業又は営業時間短縮等が確認できる書類または写真（写し可）
- (3) 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター（認証店の場合は、認証制度ステッカー）」を店舗の出入口外側に掲示していることが分かる写真
- (4) 飲食店営業許可書の写し（申請店舗分全て）
- (5) 本人確認書類の写し
- (6) 振込先口座と口座名義等が分かる通帳等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 協力金の申請期間は、第3期にあつては令和3年9月8日から令和3年10月29日まで、第4期にあつては令和3年9月13日から令和3年10月29日まで、第5期にあつては令和3年10月1日から令和3年10月29日までとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の交付申請書及び添付書類の内容を審査の上、協力金を交付することを適当と認め、協力金の交付を決定したときは、岩沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付決定通知書（様式第3号）により、協力金を交付することを不適当と認め、協力金の交付をしない旨の決定をしたときは、岩沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金不交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第7条 前条第1項の規定により協力金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）が申請の取下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に岩沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第11条の規定による実績報告は、第5条第1項各号に掲げる書類の提出をもって代えるものとする。

（協力金の額の確定）

第9条 規則第12条第1項の規定による協力金の額の確定の通知は、同条第2項の規定により省略するものとする。

（協力金の交付）

第10条 市長は、交付対象者より協力金の請求があつたときは、速やかに協力金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び協力金の返還）

第11条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により協力金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 第3条各号の要件を満たしていないことが明らかとなったとき。
- (3) 第5条第1項の申請内容に虚偽があつたとき。
- (4) 第6条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により協力金の交付決定を取り消したときは、岩沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付決定取消通知書（様式第6号）により申請者に通知する

とともに、既に協力金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、岩沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金返還命令書（様式第7号）により適当な期限を定めてその返還を命じるものとする。

（報告及び確認）

第12条 市長は、申請内容や要請への協力状況等を確認するため、交付対象者に対し、必要な報告を求め、又は現地確認を行うことができる。

（みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の特例）

第13条 対象期間の開始時点では対象施設であった施設が対象期間の途中で認証店となった場合であって、認証店となった日より前は全面的に要請事項に協力しており、認証店となった日以降の任意の日から協力を行わなくなったときは、当該対象施設を運営する者を交付対象者とすることができる。

2 前項の規定により交付対象者となった施設の協力金の額は、第4条第1項第1号及び第2号の「要請日数」を「対象期間の初日から認証店となった日以降の任意の日まで連続して要請事項に協力した日数」と読み替えた額とする。

（委任）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月10日から施行する。

別表1（第2条関係）

| 要請期 | 対象期間 | 対象区域 | 対象施設 | 要請事項 |
|-----|--------------------------------|-------|--|---|
| 第3期 | 令和3年8月20日午後8時から令和3年8月27日午前0時まで | 岩沼市全域 | 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の営業許可を取得している飲食店 | 対象期間内における午前5時から午後8時までの時間短縮営業 酒類の提供は午前11時から午後7時まで |
| 第4期 | 令和3年8月27日午前0時から令和3年9月13日午前5時まで | | 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の営業許可を取得しており、かつ、次に掲げるいずれかを満たす対象区域内の施設 (1) 酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店 (2) (1)以外の飲食店 | 対象施設(1)は対象期間内における休業。 ただし、酒類の提供を終日停止する場合は対象期間内における午前5時から午後8時までの時間短縮営業 対象施設(2)は対象期間内における午前5時から午後8時までの時間短縮営業 |

| | | |
|-----|--------------------------------|--------|
| 第5期 | 令和3年9月13日午後8時から令和3年10月1日午前5時まで | 第3期と同じ |
|-----|--------------------------------|--------|

別表2（第4条関係）

| 要請期 | 要請日数 | 下限額 | 上限額 |
|-----|------|----------------------------|--|
| 第3期 | 7 | 売上高方式：2万5千円 売上高減少額方式：0円 | 売上高方式：7万5千円 売上高減少額方式：令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高に0.3を乗じた額か20万円のいずれか少ない額。 |
| 第4期 | 17 | 売上高方式：4万円 売上高減少額方式：0円 | 売上高方式：10万円 売上高減少額方式：20万円 |
| 第5期 | 18 | 第3期と同じ | |

別表3（第4条関係）

| 要請期 | 令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高 | 令和3年の1日当たりの売上高 |
|-----|--|---|
| 第3期 | 次のいずれかを選択 (1) 8月方式 令和元年又は令和2年の8月の売上高を31で除した額 (2) 時短要請日方式 令和元年又は令和2年の8月20日から8月26日までの売上高の合計を7で除した額 | 令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高で選択した方式に対応する方式を選択 (1) 8月方式 令和3年8月の売上高を31で除した額 (2) 時短要請日方式 令和3年の8月20日から8月26日までの売上高の合計を7で除した額 |
| 第4期 | 次のいずれかを選択 (1) 9月方式 令和元年又は令和2年の9月の売上高を30で除した額 (2) 期間合計方式 令和元年又は令和2年の8月と9月の売上高の合計を61で除した額 (3) 時短要請日方式 令和元年又は令和2年の8月27日から9 | 令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高で選択した方式に対応する方式を選択 (1) 9月方式 令和3年9月の売上高を30で除した額 (2) 期間合計方式 令和3年の8月と9月の売上高の合計を61で除した額 (3) 時短要請日方式 令和3年の |

| | | |
|-------|---|--|
| | 月 1 2 日までの売上高の合計を 1 7 で除した額 | 8 月 2 7 日から 9 月 1 2 日までの 売上高の合計を 1 7 で除した 額 |
| 第 5 期 | 次のいずれかを選択 (1) 9 月方式 令和元年又は令和 2 年の 9 月の売上高を 3 0 で除 した額 (2) 時短要請日方式 令和元年又 は令和 2 年の 9 月 1 3 日から 9 月 3 0 日までの売上高の合計を 1 8 で除した額 | 令和元年又は令和 2 年の 1 日当たり の売上高で選択した方式に対応する 方式を選択 (1) 9 月方式 令和 3 年 9 月の売 上高を 3 0 で除した額 (2) 時短要請日方式 令和 3 年の 9 月 1 3 日から 9 月 3 0 日まで の売上高の合計を 1 8 で除した 額 |

別表 4 (第 4 条関係)

| 要請期 | 令和元年又は令和 2 年の 1 日当たり の売上高 | 令和 3 年の 1 日当たりの売上高 |
|-------|--|---|
| 第 3 期 | 次のいずれかを選択 (1) 8 月方式 開店日から令和 3 年 7 月 3 1 日までの売上高の合 計を開店日から令和 3 年 7 月 3 1 日までの日数で除した額 (2) 時短要請日方式 開店日から 令和 3 年 8 月 1 9 日までの売上 高の合計を開店日から令和 3 年 8 月 1 9 日までの日数で除した 額 | 令和元年又は令和 2 年の 1 日当たり の売上高で選択した方式に対応する 方式を選択 (1) 8 月方式 令和 3 年 8 月の売 上高を 3 1 で除した額 (2) 時短要請日方式 令和 3 年の 8 月 2 0 日から 8 月 2 6 日まで の売上高の合計を 7 で除した額 |
| 第 4 期 | 次のいずれかを選択 (1) 9 月方式 開店日から令和 3 年 8 月 3 1 日までの売上高の合 計を開店日から令和 3 年 8 月 3 1 日までの日数で除した額 (2) 期間合計方式 開店日から令 和 3 年 7 月 3 1 日までの売上高 の合計を開店日から令和 3 年 7 月 3 1 日までの日数で除した額 (3) 時短要請日方式 開店日から 令和 3 年 8 月 2 6 日までの売上 高の合計を開店日から令和 3 年 8 月 2 6 日までの日数で除した 額 | 令和元年又は令和 2 年の 1 日当たり の売上高で選択した方式に対応する 方式を選択 (1) 9 月方式 令和 3 年 9 月の売 上高を 3 0 で除した額 (2) 期間合計方式 令和 3 年の 8 月と 9 月の売上高の合計を 6 1 で除した額 (3) 時短要請日方式 令和 3 年の 8 月 2 7 日から 9 月 1 2 日まで の売上高の合計を 1 7 で除した 額 |

| | | |
|------------|---|---|
| <p>第5期</p> | <p>次のいずれかを選択</p> <p>(1) 9月方式 開店日から令和3年8月31日までの売上高の合計を開店日から令和3年8月31日までの日数で除した額</p> <p>(2) 時短要請日方式 開店日から令和3年9月12日までの売上高の合計を開店日から令和3年9月12日までの日数で除した額</p> | <p>令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高で選択した方式に対応する方式を選択</p> <p>(1) 9月方式 令和3年9月の売上高を30で除した額</p> <p>(2) 時短要請日方式 令和3年の9月13日から9月30日までの売上高の合計を18で除した額</p> |
|------------|---|---|